

鹿島建設 鹿芝会 会則

第一章 総則

第一条 本会の名称は「鹿芝会（しかしばかい）」とする。

第二条 本会の事務局を東京都港区元赤坂1-2-7鹿島建設本社ビル内に置く。

第二章 目的および活動

第三条 本会の目的は会員相互を図るとともに、鹿島グループの発展に寄与し、かつ建設に関する学術・技術の向上の情報交換の場となることとする。

第四条 本会は目的達成のため、次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦を図るため、懇親会を開催する。
2. 各支店及び鹿島グループ会社と連携し、会員の移動を常に把握し、かつ情報交換を密にする。
3. 業務の向上及び勉学のために資料・意見の提供など情報の交換を行う。
4. 芝浦工業大学当局との連絡をとり、後輩の指導育成にあたりとともに、会員相互の向上に努力する。

第五条 本会は次の会員をもって構成する。

学校法人芝浦工業大学の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業した者で鹿島建設及び鹿島建設グループ会社の社員。ただし退職者であっても希望があれば会員とする。

第六条 本会に次の役員を置く。

会長：1名、副会長：2名、事務局長：1名、事務局員：3名、顧問：1名、支部幹事：1名（原則会長とする）。

1. 役員は役員会で推薦し、総会にて承認を受ける。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在などの時はこの事務を代行する。
3. 事務局長は会計を兼ねる。

第七条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第三章 会議

第八条 本会は次の会議を開催する。

1. 総会
2. 役員会

第九条 総会は年一回とし、役員会で開催日を決定する。

第四章 会計

第十条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入を持って充てる。

1. 会費は年額3,000円とする。
2. 会費・寄付金は口座振り込みもしくは集金とし事務局に納める。

第十一条 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする

第五章 付則

第十二条 会員本人の慶弔に対しては役員会において適宜決定するものとする。

第十三条 事務局の主な任務は次のとおりとする。

1. 総会・役員会等の開催日決定と召集など連絡調整
2. 会費の徴収
3. 会員名簿の作成・改定
4. 会計報告
5. その他必要と思われる事項

第十四条 本会則の改定については役員会を経て総会に図るものとする。